

平成 30 年度 受注促進及び販路開拓推進事業補助金 公募要領

1. 補助の目的

本事業では、中小企業の受注促進及び販路開拓を支援し、もって地場中小企業の健全な発展に資することを目的とします。

2. 補助対象団体の要件

補助金の交付対象は、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条及び第 4 条に定める通りとします。

3. 暴力団の排除

福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行います。

応募書類として提出される「役員名簿」に、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別を記載してください。

※役員名簿に記載された個人情報については、県警への照会にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

4. 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、交付要綱第 5 条に定める事業とします。

5. 事業計画の期間及び補助対象期間

事業計画の期間は、平成 30 年度の 1 年間とし、補助対象期間は、交付要綱第 8 条に定める通りとします。

6. 補助金額

補助対象経費は、交付要綱第 6 条に定める通りとし、補助金の額は交付要綱第 7 条に定める通りとします。

7. 応募受付

補助金は、1 つの団体につき、1 回の申請とします。

(1) 応募期間

平成 30 年 4 月 13 日（金）から平成 30 年 4 月 27 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 応募方法

所定の応募書類を、福岡市経済観光文化局中小企業振興部経営支援課（〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-9-28）まで、郵送または持参により、1 部提出してください。

なお、提出された書類は返却いたしません。

(3) 応募書類

ア 補助金交付申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書

ウ 事業収支予算書

エ 定款、規約等

オ 役員名簿

カ 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 破産法の適用を受ける場合や会社更生法の適用を申請する等、当該補助事業を遂行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が交付申請にあたり著しく信義に反する行為等があると認める場合。

9. 審査基準

下記の項目に基づき審査します。

- (1) 定款又は規約等から、補助金交付対象者として適しているか。
- (2) 補助事業を遂行する能力を具えており、収支に計上されている補助金以外の収入を調達する能力もしくは財政力を具えているか。
- (3) 申請書に記載された事業計画は、中小企業者や団体又は連合会の構成員に対する受発注に関する相談及び斡旋、販路開拓、生産技術及び新製品の開発に関する事業であり、補助対象事業に適しているか。
- (4) 収支計画の内容と事業計画の内容に整合性があるか。

10. その他

- (1) この公募要領については、公募期間中に福岡市ホームページにて公表するとともに、福岡市経営支援課にて配布いたします。
- (2) 交付決定を受けた団体は、福岡市補助金交付規則及び交付要綱を遵守することが必要です。
これらの規則や要項に違反した場合、交付決定の取り消しや交付金の全部または一部の返還を命ずることがあります。